

勝田工業高等学校の運動部等活動に係る活動方針

平成 30 年 8 月 2 日

1 運動部活動の基本的な考え方

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。
- 特に、本校の活性化を目的とする特色選抜に係る部活動においては、生徒及び指導教員の負担等を十分考慮した上で、種目の特性を踏まえた適切な活動を支援する。
- 部活動における事故防止には十分配慮し、熱中症をはじめとした事故の予防に努める。

2 運動部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり 1 日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 定期考查前や長期休業中などに、連続した休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 運動部活動の活動時間

- 一日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休業日は 4 時間程度とする。

4 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は制限する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟、市町村教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安を踏まえ、参加する大会等を精査する。

6 文化部の活動

- 県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」に準じた取扱いをする。